

江の川水系河川整備計画【大臣管理区間】 （変更）（原案）に関する意見について

令和6年10月8日

国土交通省中国地方整備局

1. 意見集約について	1
2. 本文に反映した意見等とその回答	5
3. 主な意見とその回答方針	7
4. 計画全般に関する意見等とその回答	9
5. 河川の概要に関する意見等とその回答	11
6. 治水に関する意見等とその回答	12
7. 利水に関する意見等とその回答	16
8. 環境に関する意見等とその回答	17
9. 維持管理に関する意見等とその回答	18
10. その他の意見等とその回答	19

1. 意見集約について(1/4)【意見聴取方法】

意見聴取方法	概要	箇所数	期間
意見箱設置による意見聴取	国土交通省、広島県、島根県、三次市、安芸高田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町の関係部署に変更原案および意見箱を設置。	広島県:24箇所 島根県:18箇所 合 計:42箇所	令和6年8月1日(木) ～9月2日(月)
	内_国土交通省の関係部署	広島県: 7箇所 島根県: 7箇所 合 計:14箇所	令和6年8月1日(木) ～9月2日(月)
Webサイト掲載による意見聴取	三次河川国道事務所と浜田河川国道事務所のWebサイトにて変更原案を公表し、メールや郵送による意見を受付。	—	令和6年8月1日(木) ～9月2日(月)
説明会開催による意見聴取 (江の川のこれからを考える会)	三次市、安芸高田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町の計6箇所で変更原案説明会を開催。	広島県:2箇所 島根県:4箇所 合 計:6箇所	令和6年8月6日(火) ～8月20日(火)
広 報	概要		
広報チラシおよびポスターの設置・配布	国土交通省の関係部署や関係自治体の庁舎等へ広報チラシおよびポスターを設置。 一部の自治体では、回覧板や自治会を利用してチラシを関係住民へ配布。		
Webサイトへの掲載およびSNSへの投稿	変更原案の意見聴取について、事務所や関係自治体のWebサイトへ掲載し、SNSへの投稿も行った。		
記者発表	住民説明会及び縦覧について記者発表を実施。 ※中国新聞へ掲載		

1. 意見集約について(2/4) 【意見箱の設置】

- 国土交通省、広島県、島根県、三次市、安芸高田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町の関係部署42箇所に変更原案および意見箱を設置。
- 意見箱へ投函された意見は延べ19件であった。

意見様式及び意見箱等の設置場所

中国地方整備局
三次河川国道事務所
吉田流域治水出張所
灰塚ダム管理支所
三次国道出張所
尾道松江自動車道出張所
土師ダム管理所
広島県庁
広島県西部建設事務所 安芸太田支所
広島県北部建設事務所
三次市役所
三次市役所 君田支所
三次市役所 布野支所
三次市役所 作木支所
三次市役所 吉舎支所
三次市役所 三良坂支所
三次市役所 三和支所
三次市役所 甲奴支所
安芸高田市役所
安芸高田市役所 向原支所
安芸高田市役所 八千代支所
安芸高田市役所 高宮支所
安芸高田市役所 美土里支所
安芸高田市役所 甲田支所
浜田河川国道事務所
江の川流域治水推進室
江の川下流出張所
川本出張所
高津川出張所
浜田国道維持出張所
益田国道維持出張所
島根県庁
県央県土整備事務所
浜田県土整備事務所
江津市役所
江津市役所 桜江支所
川本町役場
美郷町役場
美郷町役場 大和事務所
邑南町役場
邑南町役場 羽須美支所
邑南町役場 瑞穂支所



国土交通省(三次河川国道事務所)



広島県庁



島根県庁



三次市役所



安芸高田市役所



江津市役所



川本町役場



美郷町役場



邑南町役場

1. 意見集約について(3/4) 【住民説明会】

- 住民説明会（第3回 江の川のこれからを考える会）を三次市、安芸高田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町の合計6箇所で開催。
- 説明会への参加者は延べ64人であった。

会場	参加者数	開催日時
三次会場	7人	令和6年8月9日（金） 18:00 ～ 20:00
安芸高田会場	5人	令和6年8月6日（火） 15:00 ～ 17:00
江津会場	18人	令和6年8月6日（火） 18:00 ～ 20:00
川本会場	9人	令和6年8月8日（木） 18:00 ～ 20:00
美郷会場	10人	令和6年8月7日（水） 18:00 ～ 20:00
邑南会場	15人	令和6年8月20日（火） 18:00 ～ 20:00
合計	64人	



三次会場



安芸高田会場



江津会場



川本会場



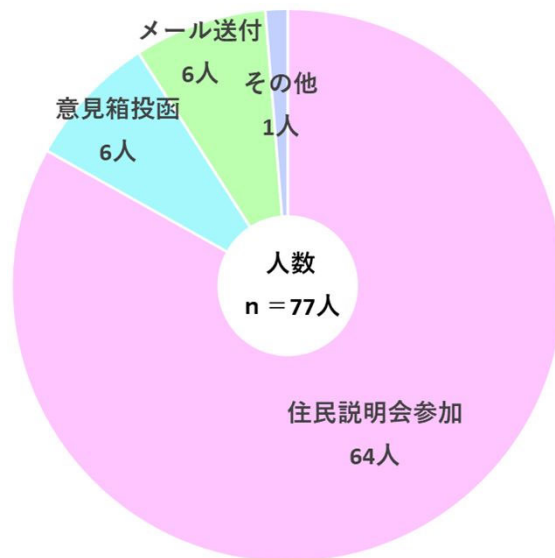
美郷会場



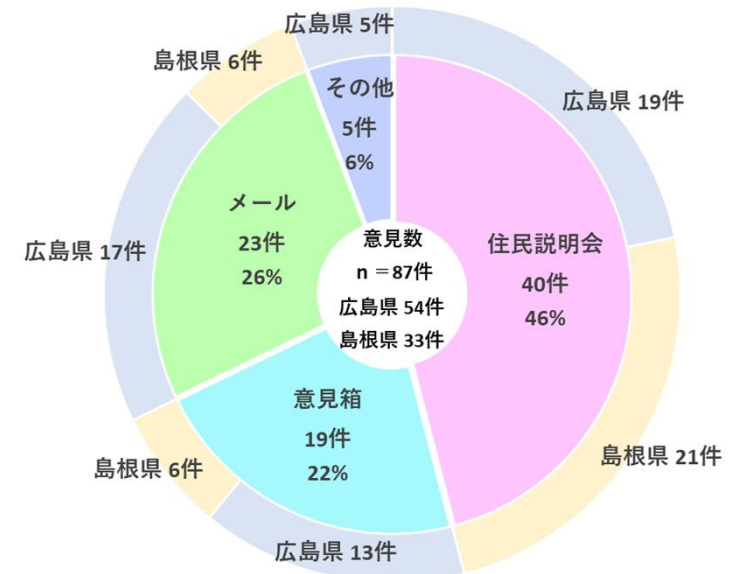
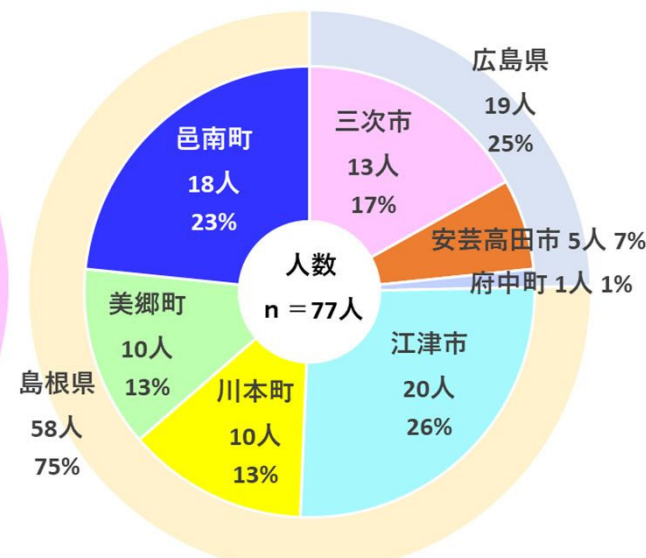
邑南会場

1. 意見集約について(4/4) 【意見収集状況】

- 住民説明会参加者と意見投稿者等の合計は、77人（広島県:19人・島根県:58人）であった。
- 聴取した意見は、全体で87件（広島県:54件・島根県:33件）であり、住民説明会での発言が46%、意見様式による提出が48%であった。
- 意見を計画、概要、治水、利水、環境、維持管理に分類した場合、治水が37%と最も多かった。



住民説明会参加者数・意見投稿数及び住居地

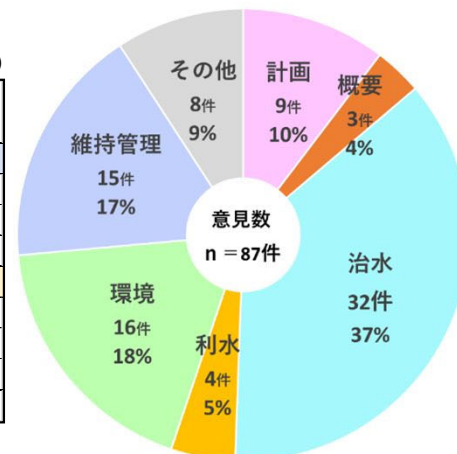


聴取方法別の意見数

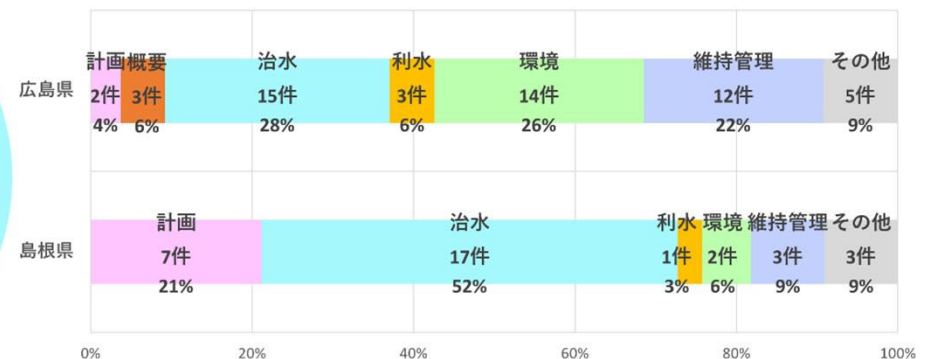
(件)

	計画	概要	治水	利水	環境	維持管理	その他	計
広島県	2	3	15	3	14	12	5	54
	2	3	12	3	11	12	5	48
	0	0	3	0	2	0	0	5
	0	0	0	0	1	0	0	1
島根県	7	0	17	1	2	3	3	33
	4	0	14	1	0	1	2	22
	3	0	2	0	1	0	0	6
計	9	3	32	4	16	15	8	87

市町別集計表



分類別意見数



県別項目別意見割合

2. 本文に反映した意見等とその回答(1/2)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
1	上流部・中流部・下流部の区切りが合っていない。	1	図1.1.1	1	上流部と中流部、中流部と下流部の境の旗揚げに誤りがありましたのでご指摘を踏まえて、修正しました。
2	写真内に「堤防の住家側」とあるので「堤防の河川側」と記載してはどうか。	29	写真 2.1.2	1	ご指摘を踏まえて、下段写真に記載しました。
3	イカルチドリの写真について、コチドリと思われる。	38	写真 2.3.2	1	ご指摘を踏まえて、写真を差し替えました。
4	外来種かは不明であるが、糸状緑藻のカワシオグサの大量繁茂が全国の河川で問題になっており、江の川水系においても、主にダム下流で発生している。カワシオグサが繁茂すると鮎は餌である珪藻や藍藻を食べることができなくなることや、漁網に掛かるなどの被害があることを課題として取り上げていただきたい。	38	23	1	ご指摘のとおりアユ等の生息環境や漁業への影響が懸念されますので、「江の川の現状と課題」にカワシオグサの繁茂について記載しました。
5	「移動の妨げが生じていると考えられます」について、表現が分かりづらいため「移動を妨げていると考えられます」に修正してはどうか。	42	11	1	ご指摘を踏まえて、「移動を妨げていると考えられます」と修正しました。
6	作木カヌー公園や国司でカヌーの練習をしていた選手が、パリオリンピックに出場した。江の川におけるカヌーについて、もう少し強調できないか。さらに、オリンピック選手を輩出したことも記載できるとよい。	43	3	1	ご指摘を踏まえて、江の川ではカヌーが盛んに行われている主旨を追記しました。
7	「漁労等の水辺の伝統文化」について、「漁労や鵜飼等の伝統文化」として鵜飼を強調してはどうか。	57	5	1	ご指摘を踏まえて、「鵜飼をはじめとする漁労等の水辺の伝統文化」と修正しました。
8	これまでのオオカナダモ対策で得られた知見を基に、さらなる改善方法を検討し、河川改修や河川維持掘削実施にあたって、広範囲に亘り、オオカナダモが付きにくい河道を創出するように取り組みを進めていただきたい。	58	20	1	オオカナダモが生育しにくい瀬の創出については、生態系ネットワークの取組の中で推進していくこととしていますが、ご指摘の通り河川改修や河川維持管理における河道掘削においても取り組んでいくべきと考えます。また、河川整備にあたってはオオカナダモ対策に係る調査・検討によって得られた知見に基づき実施します。よって、その旨を「河川整備の目標に関する事項」の「河川環境の整備と保全に関する事項」に追記しました。
9	S47の洪水時に床上浸水しているが、今回の整備計画には箇所として上がっていないと思われるので、確認をお願いしたい。	68 88 附図	図5.1.4 表5.1.2 28/52	1	現地状況等含めて確認したところ整備箇所として漏れていたため、追加しました。
10	遊水地だが、どのような形状や機能を持たせようとしているのかわからないが、上流の灰塚ダムのウェットランドを参考にされたら良い。 全てをコンクリートで固めた遊水地ではなく、可愛川・馬洗川のアウナ・フロアを反映する遊水地にされたらどうか。 外来種が繁殖しないような管理も必要。	89	4	1	遊水地に創出する自然環境は、江の川の動植物相を反映させることとしており、学識経験者等の意見を踏まえながら整備を行う旨を追記しました。
11	遊水地の整備にあたっては、ワンドやたまりなどの止水域へのヘドロ等の堆積や水の滞留による水質悪化等が生じないよう努めていただきたい。	89	4	1	遊水地の構造等は、今後、詳細を検討することとしていますが、ワンドやたまりなどの止水域へのヘドロ等の堆積や水の滞留による水質悪化等について、学識経験者等の意見を踏まえながら整備を行う旨を追記しました。

2. 本文に反映した意見等とその回答(2/2)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
12	河道掘削後に下流河川の淵が消滅・砂が河床に堆積することが各地で発生しているため、掘削後に土砂の流出を最小限に抑えるような工夫を計画に記載いただきたい。	91	10	1	河道掘削箇所下流の瀬や淵への土砂堆積など、自然環境への影響の観点から重要な事項であることから、その旨追記しました。
13	鮎の餌となる付着藻類が付きやすい玉石は、「持ち出さない」または「上流へ移動」するなどの配慮を計画に記載し、河川管理者の共通認識として行っていただきたい。	91	15	1	礫河原の維持には、玉石の活用が有効であると考えています。よって、その旨追記しました。
14	本文P100に水辺の楽校プロジェクトの記載があるが、子どもたちの教育にもなることから、もう少し記載をした方がよい。	100	16	1	ご指摘を踏まえて、教育にかかる内容を追記しました。
15	三江線のガードだと思うが、この場所は近々JRが撤去されると聞いている。 将来的に残る他の場所に変更した方がよい。	108	図5.2.4	1	ご指摘を踏まえて、修正しました。
16	附図（洪水対策に関する施工の場所45/52）に高樋堰の改築が記載されていない。	附図	44/52 45/52	1	ご指摘を踏まえて、記載しました。
17	局所豪雨により、上流域の土砂が下流域へ流出し、長期に亘り、堆積している可能性がある。上流域の土砂の堆積状況を調査し、土砂撤去に関しては、定期的な管理等を実施していただきたい。 （※特には西城川と馬洗川の合流点）	103	5	1	流域における水系一環の総合的な土砂管理の観点から重要な事項であり、対策等の検討に加え、必要に応じて対策を行う旨追記しました。
18	図中の凡例においてグレー着色の説明が、「現在の河道の場合に安全に流せる流量」と「現在の河道において洪水を流すことが可能な流量」が混在している。	20～23 63～66	図2.1.1 図2.1.2 図5.1.2 図5.1.3	1	ご指摘のとおり表現が混在しています。よって、統一した表現に修正しました。
19	図2.1.7図中の記載内容が『洪水予報・水防警報河』となっております。文字切れしている。	29	図2.1.7	1	ご指摘のとおり、正しくは「洪水予報・水防警報河川」です。よって、修正しました。
20	写真2.3.2と写真2.3.3が逆になっている。	38	写真 2.3.3	1	ご指摘のとおり、写真番号が異なります。よって、修正しました。
21	P94が広島県側となっているが島根県側ではないのか。	94	図 5.1.9(1)	1	ご指摘のとおり、図5.1.9(1)は島根県側です。よって、修正しました。
22	上図右下の位置図について、枠線が切れている。	97	図5.1.11	1	ご指摘を踏まえて、修正しました。
23	水害防備林(竹林)の写真番号が誤っている。	103	写真 5.2.2	1	ご指摘のとおり、水害防備林（竹林）は写真5.2.2の誤りです。よって、修正しました。

3. 主な意見とその回答方針(1/2)

■ 計画全般に関する内容 (9件)

主な意見：気候変動等を踏まえた計画期間や見直しに対する意見

- (回答) 本文に記載のとおり本計画は、河川整備基本方針で定めた長期的な目標を達成するための段階的な整備として、整備期間を設定している。さらに、社会経済、新たな知見の蓄積、技術の進歩等で適宜見直すこととしている。
- また、現在、全国的に気候変動等を考慮した治水計画の見直しを進めており、江の川水系でも今後見直しを予定している。

■ 河川の概要に関する内容 (3件)

主な意見：令和3年洪水の浸水家屋が多くなった要因に対する意見

- (回答) 令和3年8月豪雨は江の川上流域で3時間降水量が観測史上1位となる記録的な大雨となったため、甚大な被害が発生した。

■ 治水に関する内容 (29件)

主な意見：内水対策について充実した記載が必要との意見

- (回答) 内水対策のための計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施するものとされている。ただし、本川の河川管理者は、計画策定に対し十分に協力、助言を行うこととなっている。

■ 利水に関する内容 (3件)

主な意見：江の川の適正な水利用に対する意見

- (回答) 本文に記載のとおり、水利用の現状と課題を把握し、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めることとしている。
- 渇水時には「江の川渇水調整会議」において、関係機関との連携により節水や水利用の円滑化を図っている。

3. 主な意見とその回答方針(2/2)

■環境に関する内容（8件）

主な意見：早期改善に向けての推進に対する意見

➤（回答） 本文に記載している整備の目標の達成に向け、取り組みを推進する。

■維持管理に関する内容（11件）

主な意見：河道内樹木に対する意見

➤（回答） 本文に記載のとおり、河道内樹木の管理は、河道の流下能力の維持や堤防等の施設の安全性の確保、川らしい環境や景観の保全を目的に、維持管理計画に基づき適切に実施する。また、樹木の成長や繁茂状態を監視し、再繁茂が懸念される場合には計画的に伐開等を実施する。

4. 計画全般に関する意見等とその回答(1/2)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
24	川平地区は昭和47年洪水から50年経って事業が終わったという印象である。計画期間は、何故30年間なのか。	—	—	1	計画対象期間は、「河川法の一部を改正する法律等の運用について」により、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすることとなっています。 江の川においては、昭和47年（1972年）7月洪水と同規模の洪水に対し、家屋の浸水被害を防止する為に必要な整備を考えた時、概ね30年が妥当であると判断して設定しています。
25	計画期間は30年であるが、計画は30年先の地域の人口推移等を考慮しているのか。	54	2	1	本文P54に記載しているとおり、本計画は現時点における社会経済状況等を前提としており、これらの変化等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。
26	近年の気候変動等を踏まえると、昭和47年の戦後最大洪水が目標では不十分ではないか。 概ね30年間もこの計画で進めていくことに疑問がある。	—	—	1	河川整備基本方針で定めた長期的な目標を達成するための段階的な整備として、本計画では昭和47年（1972年）7月洪水と同規模の洪水を目標とし整備期間を概ね30年間としています。 また、本文P56に記載のとおり、施設の能力を上回る洪水等への対応として、流域全体のあらゆる関係者と協働し流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に取り組み、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図ります。 なお、現在、全国的に気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画の見直しを進めており、江の川水系でも今後河川整備基本方針の見直しを予定しています。
27	河川整備計画は概ね30年間として計画されていますが、全体の期間は何年で完了する予定か。	—	—	1	長期的な目標は河川整備基本方針で定め、河川整備計画により段階的に整備を進めていきます。本整備計画の計画期間については、本文P54に記載のとおり、社会経済状況等の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。そのため、長期的な目標を達成するための期間については現時点で未定です。
28	河川整備の基本理念には、マスタープランに関する記述がないが、マスタープランのまちづくり等はどこに反映されているのか。	—	—	1	マスタープランの中で策定・立案された河川整備とまちづくりを関連付けた対策イメージ（地区別計画）を、本文P67から記載している整備内容に反映しています。
29	気候変動については情報収集した上でどこまで対策するのか。30年情報収集するのか。情報収集した上で対策は検討するのか。	—	—	1	気候変動の影響により、河川整備基本方針で定める基本高水のピーク流量や計画高水流量の変更が生じる場合があります。基本方針の変更を検討するために経年的なデータ蓄積と分析評価を行い、変更された基本方針に基づき河川整備計画で具体的な内容を定めることとなります。
30	気候変動に伴う見直しはどれぐらいの間隔で行う計画か。	—	—	1	気候変動の影響により、河川整備基本方針で定める基本高水のピーク流量や計画高水流量の変更が生じる場合があります。基本方針の変更を検討するために経年的なデータ蓄積と分析評価を行い、変更された基本方針に基づき河川整備計画で具体的な内容を定めることとなります。 河川整備計画の変更は、本文P54に記載のとおり、新たな知見の蓄積等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。よって、決められた間隔で計画の見直しは行いません。
31	SDGsについて触れていないが必要無いのか。	—	—	1	SDGsについて具体的な記載はありませんが、ビジョンである「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」を推進する計画となっています。

4. 計画全般に関する意見等とその回答 (2/2)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
32	治水・利水だけでなく、鳥や魚に対して配慮されているので江の川の景観を未来に繋いでいける良い計画になっていると思った。	—	—	1	—

5. 河川の概要に関する意見等とその回答

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
33	石州瓦葺の風景だが、大田市大森町の風景と思われるが、江の川流域の石州瓦の風景写真が望ましいのではないか。	6	写真 1.1.2	1	該当写真については、江津市江津町にある事業所屋上より撮影されたものであり、右奥に見えますのが円覚寺となりますので、江の川流域の石州瓦の風景写真となっています。
34	R3.8.13洪水の浸水家屋が、H30、R2の流量に比べて、大きいと思われるが要因は何か。	9	表1.2.1	1	令和3年8月の豪雨では、江の川流域上流に線状降水帯が発生し、安芸高田市甲田や同市美土里では3時間降水量が観測史上1位となる記録的な大雨となりました。このため、江の川上流域を中心に甚大な被害が発生しました。
35	神野瀬川が本文P13の模式図に載っていない。支川だから載っていないのか。	13	図1.2.3	1	河川整備基本方針の流量配分図であり、基準地点に影響するような大きな河川のみ記載しています。

6. 治水に関する意見等とその回答(1/4)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
36	現状の堤防整備率は明記されているが、計画完了時の堤防の整備率が示されていない。目標として計画完了時の堤防の整備率を記載すべき。	55 68	30 注)	1	本計画の目標は、本文P55に記載しているとおり対象とする既往洪水と同規模の洪水に対し外水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ることとしています。堤防整備はそれ自体が目標ではなく本計画の目標を達成するための手段の一つであり、整備に当たって整備区間や実施形状等は社会的情勢や地域の意向等により変わる場合があります。そのため、計画完了時の堤防整備率を示していません。
37	上流の広島県側と比べて堤防の整備率が低いのは何故か。	24	2	1	広島県側は島根県側よりも早い段階で大臣管理区間として設定されたこと、昭和47年7月洪水により三次市において甚大な被害が出たこと等で上流の整備が進んでいます。
38	江の川では特定都市河川に指定され、整備が促進されるという話を聞いたが、計画へはどのように反映しているのか。	—	—	1	「江の川流域水害対策計画」を策定した三次市栗屋より上流の江の川については、その計画に定められた河川管理者が実施する整備内容等を本計画の整備内容等に反映しています。
39	氾濫の前に「外水」と新たにつけているが、1級河川の水害対応として内水に対しても国交省が責任を負うべきであり、外水の文言ははずすべき。	—	—	1	本計画は、河川法第16条の2に基づき策定する法定計画で、河川の整備に関する計画を定めることとなっています。 内水対策については、本川の外水対策の進捗等に伴い本川に流入する河川の合流点において内水対策が必要とされる場合もありますが、その内水対策のための計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施するものとされているところです。ただし、本川の河川管理者は支川管理者の計画作成にあたり、十分に協力、助言を行うこととなっていますので、支川管理者と協力して取り組んでまいります。 なお、排水機場につきましては、島根県側でも国土交通省により2箇所整備しています。また、急激的な排水対策として、地元自治体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用します。
40	本川の堤防完成により、宅地側での雨水や支川氾濫などによる内水浸水被害の心配が強い。それぞれの地区内での対応は不十分であり、充実した記載が必要ではないか。	—	—	1	
41	内水被害については、国で管理する江の川の影響により発生する被害であるので、国土交通省で責任をもって対応を行うべきもの。 江の川水系河川整備計画では、堤防とポンプ・排水機場をセットで整備することを明記し、すでに堤防が整備されている地域もこれから整備される地域も同様に対応することを記載すべき。 また、同じ沿川の三次市では、国交省主体で排水機場を整備しており、他地域では行わないのは同じ国民に対する差別的な扱いとなる。	—	—	1	
42	江の川流域でどの程度の排水ポンプ車が配備されれば内水に対応出来るのかを記載すべき。 江津市内でも内水対策が必要な地区があるが、各地区で具体的に必要となる排水ポンプ車台数を整備計画に明記すべき。	—	—	1	
43	「施設整備により達成される流量」が、広島吉田地点は変更されているが、島根県側の流量は変えないのか。	56	表4.1.1 図4.1.1	1	吉田地点が含まれる江の川上流部（主要な地点栗屋より上流）では令和3年（2021年）8月洪水により甚大な被害が発生しました。そのため、治水に関する目標を変更しています。また、主要な地点栗屋より下流の江の川では、近年は昭和47年7月洪水を上回る洪水が発生していないことから、目標の変更を行っていません。なお、上流部の目標の変更により増えた流量は遊水地等により調節し下流への影響低減を図ります。

6. 治水に関する意見等とその回答 (2/4)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
44	気候変動を考慮した場合、流量はどうなるのか。	—	—	1	現在、全国的に気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画の見直しを進めています。江の川水系でも今後河川整備基本方針の見直しを予定しており、変更に向け検討を進めているところであり、現時点で流量等は決まっていません。
45	全ての区間が昭和47年災害を目標にしているのか。他の災害も目標にしているのか。	55	30	1	本文P55に整備の目標を示していますが、江の川及び馬洗川においては戦後最大の被害をもたらした昭和47年（1972年）7月洪水と同規模の洪水を目標としています。さらに、今回の見直しによって、江の川上流部（主要な地点栗屋より上流）においては令和3年（2021年）年8月洪水と同規模の洪水を目標としています。また、西城川は昭和58年（1983年）7月洪水と同規模の洪水を目標としています。
46	異常気象と思われてきたことが常態化しており「昭和47年7月水害」を基にした整備計画で実施する江の川水防災では、完成しても安心して住むことはできない。「江の川水系整備基本方針」の見直しをまず早急に進め、本計画策定作業をすすめていただきたい。	—	—	1	今回の整備計画の変更は、別途策定された「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」及び「江の川流域水害対策計画」に定められた河川管理者が実施する整備内容等を本計画に反映させるため、行うものです。 なお、現在、全国的に気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画の見直しを進めています。江の川水系でも今後河川整備基本方針の見直しを予定しております。
47	「地域の意向を確認しながら」とあるが、江の川中下流域マスタープランで進められている地域合意では、情報が周知されておらず、地域内の同調圧力もあり、「合意が得られた」とされている地域でも、事業への反対や不満・不安の声がある。「地域の意向」は重要だが、手間がかかってもより丁寧に住民一人ひとりの意向を把握し、それを土台とした議論を確実に行うことがわかる表記へ改めるべき。	61	2	1	マスタープランの策定にあたっては、住民説明会やアンケートの実施で住民の意向把握を行いながら計画を策定しております。今後の事業実施にあたりまして、地域の意向確認を行いながら事業を実施します。
48	三次町付近の河道掘削区間⑧は上流と比べ狭隘部分であるが、上流から整備を進めるとこの箇所がネックとなり、市街地が水没してしまう可能性がある。三次町の堤防整備や河道の掘削はどのような時期に実施するのか。	60	30	1	本文P60から河川整備の手順の考え方について示しています。区間⑧の河道掘削及び三次町の堤防整備については、現在実施中の事業及び令和3年（2021年）8月洪水において浸水被害が発生した主要な地点栗屋より上流の箇所の整備に続き、実施することとしています。
49	無堤防地区や堤防が十分でない地域への対策が記載されているが、実施時期が明確でない。具体的な期限を明記して対策を講じるべき。	—	—	1	関係機関等との調整を要することから、現段階で具体的な実施時期等はお示しできません。
50	川本は大きく変更無いとのことだが、上流部の計画変更による下流部への影響は考慮してあるのか。ハザードマップへの影響はあるのか。	—	—	1	上流部の計画変更による下流への流量増加に対しては、遊水地を整備することにより、影響の低減を図ります。 また、ハザードマップに関しては想定最大規模、計画規模に対して作成されており、今回の整備計画変更によるハザードマップへの影響はありません。
51	現在、平成30年、令和2年で家屋浸水被害を受けた緊急対策特定区間における整備が優先して行われているが、この区間以外の残った地域については、放置するのか。	60	30	1	本文P60から河川整備の手順の考え方を示していますが、現在実施中の事業箇所及び近年洪水による家屋浸水箇所の整備に引き続き、本計画で目標とする流量に対し家屋の浸水被害が想定される箇所について整備を実施します。
52	河道掘削は島根県側と広島県側で箇所数が桁違いに違うのはなぜか。	—	—	1	広島県側は堤防整備率が高い反面、目標とする洪水を安全に流下させるために必要な河道断面の不足している箇所が多いからです。
53	宅地嵩上げを実施する箇所において、生活道と避難道の嵩上げはどうなるのか？ 町道・県道なので対象外となるのか。	—	—	1	河川整備事業の実施に伴い、道路の付け替え等が発生する場合は、道路管理者と協議のうえ機能復旧します。

6. 治水に関する意見等とその回答 (3/4)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
54	高樋堰の改築が新たに追加されたが、どのような経緯で追加されたのか。	—	—	1	高樋堰の改築は、「江の川流域水害対策計画」に定められた河川管理者が実施する整備内容等に位置づけられており、本計画へ反映させるものです。
55	本文P86の長屋（桂）地区の堤防整備箇所には本谷川が合流している。この地域に限らず、堤防整備にあたって新たに樋門を設置するのか。	67	4	1	本文P67に記載しているとおり、堤防整備にあたって新たに樋門を設置する必要がある場合は、支川管理者と調整を図り実施します。
56	本文には、河道掘削と堆積土砂の撤去が記載されているが違いは何か。	—	—	1	本計画の目標とする洪水を計画高水位以下で流下させるために必要な掘削については「河道掘削」、その河道掘削後に洪水等で土砂が堆積した場合に、必要な河道断面を維持するために生じる掘削は、「堆積土砂の撤去」として位置づけています。
57	治水に関して、一番良いのはダムだと思っている。灰塚ダムと土師ダムがあるが、30年計画で気候変動も危惧されているため、ダムをもう一つ計画していくと良いと思う。ぜひ位置付けてほしい。	98	8	1	現在、全国的に気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画の見直しを進めています。江の川水系でも今後河川整備基本方針の見直しを予定しており、見直しの過程において検討することとしています。
58	馬洗川・西城川の流下能力図では、計画高水流量に対して不足する流量として、赤色で着色されているが、整備内容に、馬洗川・西城川がない。今後30年間は、馬洗川・西城川では、工事をしないことなのか。	23	1	1	赤色で着色している部分は、河川整備基本方針において定めている計画高水流量に対して、現在の河道において不足する流量を示しています。本計画で整備する江の川本川の河道掘削を行うことにより、馬洗川及び西城川においても水位低下が図られ、目標とする洪水を安全に流下させることが可能となるため整備内容がありません。
59	八戸川の今田地区に堤防が整備されたが、通過流量が増えることにより下流の川戸地区の河川水位が上がり、危険になるのではないのか。 全ての箇所を同時に取り掛かることは難しいことは理解できるが、川戸の堤防補修など、まだ被害にあっていない場所にも目を向けていただきたい。 川幅を広げるため、河川内の木を順々に伐採し川の流れを少しでもスムーズにすることはできないか。	25	図2.1.5	1	本計画は、支川である八戸川からの流入量も加味した計画としています。 また本文P25にあるように、川戸地区の堤防に関しては、浸透に対して安全性が確保出来ていない区間となっておりますので、対策を行う区間となっています。 樹木伐採に関しては、本文P103に記載のとおり、水際と緑の連続性、河道内の樹木で生息、生育及び繁殖する生物等の環境の保全を図りながら計画的な伐採を行い、河道内の流下能力や堤防等の施設の安全性の確保、川らしい環境や景観の保全を図ることとしています。
60	江津市内の住宅地における内水対策の検討が行われている地区はあるのか。	—	—	1	近年の出水により、江の川下流沿川各所で浸水被害が発生したことを受けて、浸水被害についての情報共有を図るとともに、現在、内水対策について関係市町と協働して検討を進めているところです。江津市内では川戸地区と川越地区の2箇所で行っています。
61	西城川における基本方針と整備計画の河道配分流量が違うのはなぜか。	13 56	図1.2.5 表4.1.1 図4.1.1	1	河川整備基本方針は長期的な河川整備の目標を定めるもので、中期的な具体的な整備内容を定める河川整備計画により段階的に安全度を向上していきます。 長期的な目標を達成するための段階的な整備として、本計画では目標とする洪水を記載しています。本文P56に記載の河道配分流量は本計画で達成される流量であり、長期的な目標を定めた河川整備基本方針の河道配分流量の途中段階となります。
62	整備計画の実施による洪水を流すことが可能となる流量で、馬洗川・西城川が増えるのはなぜか。	66	図5.1.3	1	本計画で整備する江の川本川の河道掘削を行うことにより、馬洗川及び西城川においても水位が下がり、洪水を流すことが可能となる流量が増加します。

6. 治水に関する意見等とその回答 (4/4)

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
63	上流にダムをつくると下流の水害が防げると誤解している人もいるが、近年の洪水時におけるダムの緊急放流による大災害も見聞する。本来ダムが担っている洪水調節の正しい理解が、失われてゆくのではないかと気になる。ダムの操作ルールについて事例も入れた紹介が必要ではないか。	105	9	1	本文P105に記載していますが、ダムの操作については別途定められる「操作規則」や「操作細則」により適切に行います。また、現在、土師ダムは、ダム下流の河道状況を考慮した操作を行っているため、河川整備の状況と合わせて、土師ダムのより有効な活用が図られるよう操作方法の検討を行い、洪水調節機能の向上を図るとともに、異常洪水時防災操作（計画規模を超える洪水時の操作）の開始水位の見直し等、ダムの洪水調節機能を最大限活用するための操作の方法について検討し、必要に応じて操作規則等を見直します。 なお、ダムの操作については、ダム管理所Webサイト等に掲載しているところです。今後もダムの役割等について正しくご理解いただけるよう、様々な機会に広報に努めます。
64	中国電力の発電用のダムの緊急時の放水計画や、対応計画など明らかにした記載があってもいいのではないか。	18	29	1	本文P18に記載しておりますが、河川管理者とダムの管理者および関係利水者は、令和2年（2020年）5月に、「江の川水系治水協定」を締結し、中国電力の発電用のダムをはじめ、既存ダムの事前放流等に取り組んでいます。

7. 利水に関する意見等とその回答

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
65	江の川では農業用水の水利用が多く占められているが、水利用についてはどのように考えているか。	—	—	1	水利用については、水利用の現状や課題を把握し、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めることとしています。 なお、渇水時における節水や水利用の円滑化を図るために「江の川渇水調整会議」を平成10年から設置し、関係機関との連携を図っているところです。
66	カーボンニュートラルをふまえ、これからは水力発電をしていくべき。	—	—	1	本文P31に記載のとおり、江の川においては利水量の9割以上が発電用水を占めており、活発な利用が図られているところです。また、国土交通省では、再生可能エネルギーの導入促進のため、小水力発電に係る水利使用手続の円滑化・簡素化を図る措置を行っているところです。
67	灰塚ダムは渇水になれば取水制限になると思うが、平常時に馬洗川の流量確保として放流量を増やすことや水質保全の考えがあるか伺いたい。	—	—	1	馬洗川の南畑敷地点においては、渇水時には灰塚ダムからの補給により、概ね正常流量を確保しています。平常時の河川流量を正常流量を越える流量に増やすためにダムの放流量を増やすには、利水容量以外にそのための容量を確保する必要があることから、出水期には困難です。現在、非出水期における取組として、1年に1回、菜種梅雨を想定したフラッシュ放流を行っており、付着藻類の更新などの効果を確認しているところです。

8. 環境に関する意見等とその回答

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
68	広島県側の環境ばかり良くなっているように見える。	57	34	1	江の川の特徴を踏まえた自然環境と治水整備のバランスを考慮し、整備箇所の多様な動植物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出を図りながら、全体的な整備を実施していくこととしています。
69	ダム下流河川の現状と課題を明確にいただいたため、早期改善に向けての取り組みに期待したい。	113	35	1	灰塚ダム下流河川の水環境改善にも寄与するよう、本文P113に記載のとおり、ダム湖における富栄養化の改善及びアオコやカビ臭、黒水等の抑制対策について検討を進め、より一層の水質保全対策を実施します。
70	河川管理者が河川環境の保全に対し、積極的に関与することを明確にいただいたため、早期改善に向けての取り組みに期待したい。	52	27	1	本文P52に記載のとおり、良好な河川環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境については、できる限り向上させるという方針に従って、取組を推進します。
71	各項目で具体的な目標を明確にいただいたため、早期改善に向けた取り組みを効果的に進めていただきたい。	58	6～	1	本文P58、P59に記載している整備の目標の達成に向けて取組を推進して参ります。
72	水質保全の問題について自治体とどのような連携をとっているのか。	113	30	1	本文P113に記載のとおり、現状の環境基準に照らし良好な水質を保全するため、定期的な水質観測により状況把握を行うとともに、下水道等の関連事業者との連携を図っています。
73	良好な状態を維持しているとの事だが、馬洗川、西城川、神野瀬川の状態はどうか。（グラフは江の川のみ記載されている）	47	1	1	本文においては河川の水質を測る代表的な地点のみ記載しています。馬洗川、西城川、神野瀬川の各環境基準点におけるBOD75%値についても経年的に環境基準を満足しており、良好な状態を維持しています。 なお、国土交通省WEBサイトの水文水質データベースで各種観測データを一般公開しています。 http://www1.river.go.jp/
74	三川合流部のかわまちづくりに上流部の八次地区等を含めた周遊コースで1周走りたいという声をよく聞く。整備等考えているか伺いたい。 範囲は上流部（願橋～新鳥居橋付近）に広げられるか。	—	—	1	今年8月に新たにかわまちづくり支援制度に登録となった巴峽三次かわまちづくりの計画範囲は、尾関山公園付近から十日市の親水公園のあたりまでとなっています。よって、現計画においては範囲外になります。
75	土師ダムでは、富栄養化の監視・アオコ抑制、灰塚ダムでは、富栄養化状態の改善及びアオコやカビ臭・黒水等の抑制を具体的に目標として掲げておられるため、早期改善に向けた取り組みを効果的に進めていただきたい。	113	16～	1	本文P113に記載のとおり、両ダムにおいて水質等の状態監視や既存施設の活用によるアオコ等の抑制策を継続して実施していくとともに、灰塚ダムにおいては、さらに富栄養化の改善及びアオコやカビ臭、黒水等の抑制策について検討を進めるなど、整備の目標の達成に向けて取組を推進します。

9. 維持管理に関する意見等とその回答

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
76	江の川の砂や土砂量はどのように把握しているか。把握するための基準はあるか。	102	16	1	本文P102に記載のとおり、定期的な縦横断面測量等によって、河床等の経年的な変化の把握を行うとともに、洪水時に土砂堆積調査等を行いその分析を行います。
77	川を見ると河床が高くなっているように見えるが、全体的な傾向として、三次市街地あたりの堆積状況はどうなっているか。	—	—	1	三次市市街地周辺においては現時点では、全体的に流下能力を阻害するような土砂の堆積はありません。部分的に土砂堆積が進行している地点がありますが、適切に管理を実施します。
78	河川内の樹木の伐採について、小さいときに切らないとお金がかかる。考えを教えてください。	103	24	1	本文P103に記載しているとおり、樹木の成長や繁茂の状態をモニタリングにより監視し、再繁茂が懸念される場合には、計画的に伐開等を実施します。
79	河道内樹木の管理の全般として、江の川・馬洗川などの河川の中のヤブの中に、シカ、イノシシなどの害獣が多く生息しているので、伐採して欲しい。	103	18	1	河道内樹木の管理は、本文P103に記載のとおり、河道の流下能力の維持や堤防等の施設の安全性の確保、川らしい環境や景観の保全を目的に、維持管理計画に基づき適切に行います。
80	樋門操作の人員構成・年齢について調査しているか。また、今後の計画について教えてください。	104	20	1	樋門操作員の年齢については把握しており、高齢化が進んでいることは認識しています。本文P104に記載のとおり、計画的に操作の自動化・無動力化を図るとともに、確実な操作が行えるよう技術の伝承に努めます。
81	ダムは100年で堆砂により洪水調節機能が減少すると聞いた。近年は異常気象等で土師ダムに土砂が流入しており、また、土師ダムは建設から今年で50年経過しているため、あと50年でダムの洪水調節機能がなくなるのか心配である。土師ダムも掘削の計画があるのか。	—	—	1	2年に1回、堆砂測量を実施し、堆砂率を確認しています。現時点では計画堆砂量を下回っています。堆積土砂によりダムの機能維持に支障をきたすと判断した場合には、土砂撤去を行います。 なお、国土交通省WEBサイトでダムの堆砂状況を一般公開しています。 https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/dam/taisa/index.html
82	水際まで近寄れる場所が少なくなっている。ダムの建設によって、河床が安定化して草が生えてきたのだと思うので、小規模な洪水が発生した時は、ダムにためずに、河川に流す事が出来ないか。	99	30	1	本文P38に記載のとおり、灰塚ダム及び土師ダムでは某種梅雨を想定したフラッシュ放流を行っているところですが、本文P99に記載のとおり、ダムのフラッシュ放流による河床攪乱等の取組を進めます。
83	高碁ダムに関して、中国電力の施設であるが管理は大丈夫か。	—	—	1	定期的な検査を実施しており、検査の結果を踏まえて欠陥や不具合があれば改善していただくことになります。
84	洪水時に堤防に行かずに水位を確認できるようにしてほしい。	—	—	1	WEBでは、「川の防災情報」より河川に設置されている水位計の水位が確認できますので、ご利用ください。また、出水時にはテレビのNHKのデータ放送で、主要観測所の水位を見ることができますのでご覧ください。
85	平成30年7月洪水で山付け区間の県道が崩れたようなかたちになっている。ガードレールも河岸に寄っており、電柱も傾いている。県道改良も含めて護岸の整備をして頂きたい。	—	—	1	当該施設は、県道三次-江津線の施設となるため、道路管理者である広島県に対し、ご意見を伝えます。
86	山付け区間の県道の下が洗掘されているため、河川を整備していただければ、道路は狭いが崩れることはないと思われる。	—	—	1	道路管理者である広島県に対し、ご意見を伝えます。

10. その他の意見等とその回答

No.	意見要約	頁	行	意見数	回答
87	・概要版が欲しい ・新旧対比表が欲しい	—	—	1	概要版及び新旧対比表については、作成しておりません。ご理解をお願いします。